

第73号議案

芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例を別紙のように定める。

平成25年12月2日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

技能職員の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「技能職員」という。）の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 技能職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給与の基準)

第3条 技能職員の給与の額その他の給与に関する事項（以下「給与の額等」という。）は、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の適用を受ける職員の給与の額等を基準として、その業務と責任の特殊性を考慮して規則で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

2 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項第7号中「第7号区分」を「第8号区分」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第6号区分」を「第7号区分」に改め、同号を同項第

7号とし、同項第5号中「第5号区分」を「第6号区分」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第5号区分 25,000円

第7条の4第4項第1号中「第5号」を「第6号」に、「第7号」を「第8号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

- 3 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和36年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条の5第1項第7号中「第7号区分」を「第8号区分」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第6号区分」を「第7号区分」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第5号区分」を「第6号区分」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第5号区分 25,000円

第6条の5第4項第1号中「第5号」を「第6号」に、「第7号」を「第8号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

(芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 4 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

付則第9項を次のように改める。

9 削除

## 芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例要綱

### 1 制定の趣旨

技能職員の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 制定の内容

#### (1) 給与の種類（第2条関係）

ア 給与の種類は、給料及び手当とする。

イ 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

ウ 手当の種類は、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

#### (2) 給与の基準（第3条関係）

給与の額その他の給与に関する事項（以下「給与の額等」という。）は、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の額等を基準として、その業務と責任の特殊性を考慮して規則で定めるものとする。

### 3 施行期日等

#### (1) 平成26年4月1日

#### (2) 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正

退職手当の調整額の算出区分について、25,000円の区分を新たに設ける。

#### (3) 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正

退職手当の調整額の算出区分について、25,000円の区分を新たに設ける。

#### (4) 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与等に係る準用規定を削る。

地方公営企業等の労働関係に関する法律抜粋

附 則

- 5 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第3条第4号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに関し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第17条を除く。）及び地方公営企業法第37条から第39条までの規定を準用する。この場合において、同法第39条第1項中「第49条まで、第52条から第56条まで」とあるのは「第49条まで」と、同条第3項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。

地方公営企業法抜粋

（給与）

第38条 （第1項省略）

（第2項及び第3項省略）

- 4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

地方公務員法抜粋

（特例）

第57条 職員のうち、公立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立学校をいう。）の教職員（同法に規定する校長、教員及び事務職員をいう。）、単純な労務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基いてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。但し、その特例は、第1条の精神に反するものであつてはならない。